

栗駒町共通商品券をお持ちの皆様へ 商品券払戻しのご案内

栗駒町共通商品券の発行の業務の廃止に伴い、『資金決済に関する法律第20条第1項』及び『前払式支払い手段に関する内閣府令第41条』の規定に基づき、下記にて払戻しを行います。商品券をお持ちの方は下記期間内に払戻しの手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

【払戻しを行う発行者】 栗駒商業振興協同組合 (旧栗駒町商業振興協同組合)

■払戻し対象となる商品券

栗駒商業振興協同組合が発行した
額面 500円の「栗駒町共通商品券」

栗駒町共通商品券 ▶



【申出期間】

令和2年9月1日(火) から令和2年11月30日(月) まで

※ 上記申出期間内に申出されない方は、本払戻手続きから除斥されますのでご注意ください

【申出及び払戻方法】

下図■印の2店舗にて、現金による払戻しを行います。

商品券をお持ちの上、下記店舗に設置の「払戻申出書」に必要事項をご記入いただき、払い戻し手続きを行ってください。

【払戻ができない場合】

- 偽造または変造されたもの
- 2分の1以上が滅失しているもの
- 毀損が著しく栗駒町共通商品券であると判断できないもの

【本件に関するお問合せ先・払戻場所】

